

# 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金 (住民税非課税世帯への給付金7万円)を支給します

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯など)への支援として、給付金を支給します。

## ●対象者

令和5年度住民税非課税世帯

令和5年12月1日時点で市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている人から扶養されている人のみの世帯は除く)

※他市町村で令和5年度分の住民税均等割額が非課税である世帯に対する給付金(7万円)の支給を受けた世帯は、対象となりません。

## ●給付額

一律7万円

(一)世帯あたり一回限り)

## ●支給手続き

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)を受給した世帯主で、対象者の要件を満たしている世帯主には1月以降順次確認通知を発送後、1月下旬以降随時支給します。(振込口座に変更がない場合は手続

き不要です。)

また、今回新たに対象となった世帯主には1月下旬以降、随時案内文書と申請書を発送します。

※必要書類など、詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。

## ●申請期限

3月29日(金)(消印有効)

## ●問い合わせ先

総務管理課 給付金等担当  
☎(580)1917



# 重度障がい者手当の受け付け開始



重度の障がいがある人の生活支援のため、市では独自に「大野城市重度障がい者手当」制度を設け、毎年1月に申請を受け付けています。

## ●対象者

次の①②の全てに当てはまる人

①令和5年1月1日以前から本市に居住し住民登録をしている

②令和5年1月1日～12月31日の全ての期間において、身体障害者手帳1・2級または療育手帳のAを持っている

※次のいずれかに当てはまる人は、対象とはなりません。

◇施設に入所している

◇障がいによる年金を受給している

◇国の福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している(所得制限のため支給停止中を含む)

◇令和5年1月1日～12月31日に連続して3カ月以上の長期

入院をした

◇一定以上の所得がある

●受付期間 1月10日(水)～31日(水)  
(土・日曜日を除く)

●支給額 年額6万9600円

●必要なもの ◇印鑑◇身体障害者手帳、または療育手帳◇振込口座の分かるもの(通帳など)

●申請方法 申請書(申請先で配布)を提出

※毎年申請が必要です。

## ●申請と問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当

☎(580)1852  
☎(573)8083

